

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第153号

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

附則第3項の表中

「

心身障害者福祉協会法第1条に規定する福祉施設	32,000	
------------------------	--------	--

」

を

「

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号に規定する施設	32,000	16,000
---	--------	--------

」

に改める。

別表第1備考5を次のように改める。

- 5 知的障害者デイサービスに係る徴収額は、この表にかかわらず、所要時間が4時間未満の場合においてはこの表に掲げる額に2分の1を乗じて得た額、所要時間が4時間以上6時間未満の場合においてはこの表に掲げる額に4分の3を乗じて得た額（これらの額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課)